

令和8年4月1日から 水道料金を改定します

座間市では近年の物価高騰の影響により、水道施設の耐震化等費用の増大が見込まれる状況においても、安全な水道水を安定的にお届けするため、次のとおり水道料金を改定します。

皆さまには多大なご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
なお、下水道使用料は今回改定しません。

改定の内容

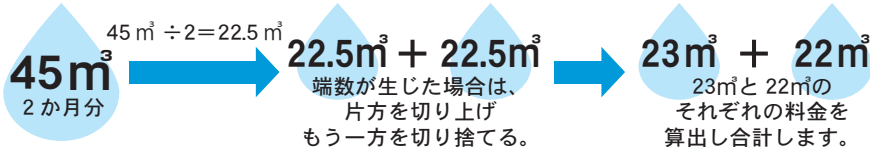
使用水量に応じて、基本料金及び従量料金単価を以下の表のとおり改定します。

基本料金（口径別）1か月につき、税抜			従量料金（全口径共通）1㎡につき、税抜		
口径	現行（0～8㎡）	改定後（0㎡）	使用水量	現行	改定後
20mm以下	760円	900円	1～8㎡	0円	5円
25mm	1,000円	1,245円	9～20㎡	107円	125円
30mm	1,330円	3,290円	21～30㎡	131円	155円
40mm	2,130円	5,070円	31～60㎡	175円	205円
50mm	3,400円	10,010円	61～100㎡	231円	275円
75mm	7,410円	25,930円	101～300㎡	257円	295円
100mm	12,960円	53,800円	301～1,000㎡	288円	305円
150mm以上	21,830円	75,000円	1,001～5,000㎡※	318円	315円
			5,001㎡以上	376円	廃止

※改定後は「1,001㎡以上」とします。

水道料金計算方法

【計算例】口径20mmのメーターを使用し、
2か月（定例検針）で45㎡使用した場合



23㎡（1か月分）の計算

基本料金	900円
従量料金	
1㎡～8㎡	5円 × 8㎡ = 40円
9㎡～20㎡	125円 × 12㎡ = 1,500円
21㎡～23㎡	155円 × 3㎡ = 465円
小計	2,905円
消費税	290.5円
合計(A)	3,195.5円

22㎡（1か月分）の計算

基本料金	900円
従量料金	
1㎡～8㎡	5円 × 8㎡ = 40円
9㎡～20㎡	125円 × 12㎡ = 1,500円
21㎡～22㎡	155円 × 2㎡ = 310円
小計	2,750円
消費税	275円
合計(B)	3,025円

2か月あたりの水道料金 A+B=6,220円（1円未満切り捨て）

水道料金改定のイメージ（2か月あたり、消費税10%込）

モデルケース（ご参考）	口径	使用水量	現行料金	改定後料金	差額
1人世帯	20mm以下	16㎡	1,672円	2,068円	396円
3人世帯	20mm以下	45㎡	5,217円	6,220円	1,003円
テナントビルなど	40mm	700㎡	187,030円	219,032円	32,002円
ショッピングモール、病院など	100mm	6,000㎡	2,021,896円	2,148,388円	126,492円

裏面もご覧ください

水道料金新旧早見表（口径20mm以下、2か月あたり、消費税10%込）

水量(m³)	現行料金(円)	改定後料金(円)	差額
0	1,672	1,980	308
1	1,672	1,985	313
2	1,672	1,991	319
3	1,672	1,996	324
4	1,672	2,002	330
5	1,672	2,007	335
6	1,672	2,013	341
7	1,672	2,018	346
8	1,672	2,024	352
9	1,672	2,029	357
10	1,672	2,035	363
11	1,672	2,040	368
12	1,672	2,046	374
13	1,672	2,051	379
14	1,672	2,057	385
15	1,672	2,062	390
16	1,672	2,068	396
17	1,789	2,205	416
18	1,907	2,343	436
19	2,025	2,480	455
20	2,142	2,618	476
21	2,260	2,755	495
22	2,378	2,893	515
23	2,495	3,030	535
24	2,613	3,168	555
25	2,731	3,305	574
26	2,849	3,443	594
27	2,966	3,580	614

水量(m³)	現行料金(円)	改定後料金(円)	差額
28	3,084	3,718	634
29	3,202	3,855	653
30	3,319	3,993	674
31	3,437	4,130	693
32	3,555	4,268	713
33	3,672	4,405	733
34	3,790	4,543	753
35	3,908	4,680	772
36	4,026	4,818	792
37	4,143	4,955	812
38	4,261	5,093	832
39	4,379	5,230	851
40	4,496	5,368	872
41	4,640	5,538	898
42	4,785	5,709	924
43	4,929	5,879	950
44	5,073	6,050	977
45	5,217	6,220	1,003
46	5,361	6,391	1,030
47	5,505	6,561	1,056
48	5,649	6,732	1,083
49	5,793	6,902	1,109
50	5,937	7,073	1,136
60	7,378	8,778	1,400
70	9,303	11,033	1,730
80	11,228	13,288	2,060
90	13,153	15,543	2,390
100	15,078	17,798	2,720

改定後の水道料金の適用時期

検針は2か月に1度行い、2か月分の料金をまとめて請求しています。検針月はエリアによって奇数月と偶数月に分かれているため、奇数月に検針する方は5月検針分から、偶数月に検針する方は6月検針分から改定後の水道料金を適用します。

なお、奇数月に検針する方の5月検針分の水道料金は、現行の水道料金を一部含みます。

料金改定：令和8年4月1日

▼：検針

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
奇数月 (西部)		5月検針 現行の料金	改定後の料金	7月検針 改定後の料金		
偶数月 (東部)	4月検針 現行の料金		6月検針 改定後の料金			

【西部地区】

四ツ谷・新田宿・立野台・緑ヶ丘・明王・広野台・座間・相武台・栗原・西栗原・入谷東・入谷西

【東部地区】

栗原中央・南栗原・相模が丘・小松原・ひばりが丘・東原・さがみ野・栗原（一部）・緑ヶ丘（一部）・西栗原（一部）

お問い合わせ先

座間市水道料金お客様センター 担当：経営総務課料金係
営業時間 午前8時30分～午後8時 電話 046-266-5520



詳細については
座間市ホームページを
ご覧ください。

